

平成30年第1回定例会（2月議会）
予算及び付託議案審査関係資料（追加提案）

平成30年3月8日
総務部

【予算関係】

資料1 平成29年度2月補正予算（平成30年3月8日追加提案分）
に関する説明資料

（財 政 課）

【議案関係】

資料2 「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案」について
（議案第113号）

（人 事 課）

資料3 「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について
（議案第114号）

（税 務 課）

資料1（追加補正予算関係）

平成30年3月8日
財 政 課

平成29年度2月補正予算

（平成30年3月8日追加提案分）に関する説明資料

（議案第111号）

平成29年度2月補正予算(平成30年3月8日追加提案分) 主要な歳入増減調書

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地 方 譲 与 税			
4 地方特例交付金			
5 地 方 交 付 税			
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金			
7 分担金及び負担金			
8 使用料及び手数料	10,000	港湾使用料 10,000 (781,358 → 791,358)	
9 国 庫 支 出 金	△ 50,107	道路除雪費 278,687 (2,689,879 → 2,968,566)	衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費 △ 148,180 (779,733 → 631,553) 農地中間管理機構関連事業費 △ 146,005 (666,601 → 520,596) 農業委員会費 △ 34,609 (204,878 → 170,269)
10 財 産 収 入			
11 寄 付 金			
12 繰 入 金	201,634	財政調整基金繰入金 229,975 (7,594,256 → 7,824,231)	地域活性化対策基金繰入金 △ 22,053 (8,644,706 → 8,622,653) 農林漁業振興臨時対策基金繰入金 △ 6,288 (2,546,379 → 2,540,091)
13 繰 越 金			
14 諸 収 入	△ 10,986		農業次世代人材投資資金 △ 10,986 (496,433 → 485,447)
15 県 債	△ 6,400		県単空港施設整備事業費 △ 6,400 (467,100 → 460,700)
合 計	144,141	629,772,912→629,917,053	

平成29年度2月補正予算(平成30年3月8日追加提案分) 主要な目的別増減調書

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 議 会 費			
2 総 務 費	△ 148,180		衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費 △ 148,180 (779,733 → 631,553)
3 民 生 費			
4 衛 生 費			
5 労 働 費			
6 農林水産業費	△ 242,377		農地中間管理総合対策事業 △ 148,486 (890,889 → 742,403) 農業委員会費 △ 34,609 (215,272 → 180,663) 森林情報利活用ステップアップ事業 △ 31,229 (94,780 → 63,551) 農業次世代人材投資事業 △ 10,986 (500,931 → 489,945) 秋田の漁業がんばる担い手確保育成事業 △ 7,555 (23,880 → 16,325)
7 商 工 費			
8 土 木 費	551,900	道路除雪事業 575,800 (5,590,800 → 6,166,600) 空港維持管理費 12,200 (1,119,317 → 1,131,517)	あきた安全安心住まい推進事業(住宅リフォーム推進) △ 21,500 (805,303 → 783,803) 県単空港施設整備費 △ 8,490 (641,986 → 633,496) 河川維持管理費 △ 5,083 (72,525 → 67,442)
9 警 察 費			
10 教 育 費	△ 17,202		建設事業周辺家屋調査補償事業 △ 8,400 (80,501 → 72,101) 高等学校学習環境等整備事業 △ 5,000 (243,552 → 238,552)
11 災 害 復 旧 費			
12 公 債 費			
13 諸 支 出 金			
14 予 備 費			
合 計	144,141	629,772,912→629,917,053	

平成29年度2月補正予算(平成30年3月8日追加提案分) 主要な性質別増減調書

(単位: 千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 人 件 費	△ 541		
2 物 件 費	△ 48,172	高等学校運営費 545 (1,626,423 → 1,626,968)	森林情報利活用ステップアップ事業 △ 31,229 (94,780 → 63,551) 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費 △ 10,298 (55,655 → 45,357)
3 扶 助 費	△ 7		特別支援教育就学奨励費 △ 7 (166,150 → 166,143)
3 その他の行政経費	△ 378,759		農地中間管理総合対策事業 △ 147,786 (886,279 → 738,493) 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費 △ 137,743 (719,471 → 581,728) 農業委員会費 △ 34,609 (215,272 → 180,663) あきた安全安心住まい推進事業(住宅リフォーム推進) △ 21,500 (785,770 → 764,270)
積 立 金			
投資及び出資金			
貸 付 金			
4 維持修繕費			
5 補助投資事業費	418,031	道路除雪事業 418,031 (4,058,819 → 4,476,850)	
6 単独投資事業費	153,589	道路除雪事業 157,769 (1,531,981 → 1,689,750) 空港維持管理費 12,200 (389,796 → 401,996)	県単空港施設整備費 △ 8,490 (641,986 → 633,496) 未来にアタック農業夢プラン応援事業 △ 3,807 (356,531 → 352,724) 高等学校学習環境等整備事業 △ 3,056 (32,708 → 29,652)
7 補助災害復旧事業費			
8 単独災害復旧事業費			
9 国直轄事業負担金			
10 公 債 費			
11 繰 出 金			
合 計	144,141	629,772,912→629,917,053	

「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案」について
(議案第 1 1 3 号)

平成 3 0 年 3 月 8 日
人 事 課

1 改正理由

一般職の国家公務員に準じ職員の退職手当の支給水準を引き下げる必要がある。

2 改正内容

- (1) 退職手当の計算に用いる「調整率」を次のとおり改正し、退職手当の支給水準を引き下げる。(第1条関係)

【現 行】

8 7 / 1 0 0

【改正後】

8 3 . 7 / 1 0 0

退職手当の額 = 基本額 + 調整額

基本額：退職時の給料月額 × 在職年数別・退職理由別の支給率 × 調整率

調整額：退職前 5 年間の役職段階に応じた加算

【参考】調整率の引き下げによる退職手当の額の試算

・現 行	調整率	87/100	平均支給額	2,251万円
・改正後	〃	83.7/100 (△3.8%)	〃	2,185万円
				(減少額 △66万円)

- (2) その他所要の規定の整備を行う。(第2条、第3条関係)

3 施行期日

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表
職員の退職手当に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	（勤続期間の計算） 第七条 略 2 略 5 第一項に規定する職員としての引き続きた在職期間には、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条に規定する者をいう。以下同じ。）又は職員以外の地方公務員（以下「国家公務員等」と総称する。）が引き続きた職員となつたときにおけるその者の国家公務員等としての引き続きた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の国家公務員等としての引き続きた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の国家公務員等としての引き続きた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者の在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続きた在職期間には含まないものとする。 一 略 二 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公
旧	（勤続期間の計算） 第七条 略 2 略 5 第一項に規定する職員としての引き続きた在職期間には、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条に規定する者をいう。以下同じ。）又は職員以外の地方公務員（以下「国家公務員等」と総称する。）が引き続きた職員となつたときにおけるその者の国家公務員等としての引き続きた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の国家公務員等としての引き続きた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の国家公務員等としての引き続きた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者の在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続きた在職期間には含まないものとする。 一 略 二 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公

「共団体等」という。)で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社若しくは公庫等(国家公務員退職手当法第七条の二第一項に規定する公庫等をいう。以下同じ。)(以下「一般地方独立行政法人等」という。)(に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。))が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員(以下「特定地方公務員」という。))が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。))に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。))となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後

「共団体等」という。)で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第八条第三項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社若しくは公庫等(国家公務員退職手当法第七条の二第一項に規定する公庫等をいう。以下同じ。)(以下「一般地方独立行政法人等」という。)(に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。))が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員(以下「特定地方公務員」という。))が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。))に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。))となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後

更に引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間 三〇七略 6〇9略 附則 1〇24略 25 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者（昭和四十八年改正条例第九号附則第五項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第二十五項」とする。 26〇34略	更に引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間 三〇七略 6〇9略 附則 1〇24略 25 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者（昭和四十八年改正条例第九号附則第五項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第二十五項」とする。 26〇34略
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年秋田県条例第九号）の 新 附則 1〇4略 5 （長期勤続者等に対する退職手当に係る特例） 適用日に在職する職員（適用日にこの条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第七条の四第一項に規定する公庫等職員として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて公庫等職員となつた者又は適用日に旧条例第七条第五項に規定する国家公務員等として在職する者で、公庫等職員又は国家公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第三条から第五条までの規定に該当する退職を	職員の退職手当に関する条例の一部改正（第二条による改正） 旧 附則 1〇4略 5 （長期勤続者等に対する退職手当に係る特例） 適用日に在職する職員（適用日にこの条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第七条の四第一項に規定する公庫等職員として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて公庫等職員となつた者又は適用日に旧条例第七条第五項に規定する国家公務員等として在職する者で、公庫等職員又は国家公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第三条から第五条までの規定に該当する退職を

し、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。 6 9 略	し、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十七を乗じて得た額とする。 6 9 略
---	---

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年秋田県条例第六号）の一部改正（第三条による改正）

新	旧
附則 1 略 2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者という。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条から第五条の二まで及び第六条並びに附則第二十六項から第二十八項まで、附則第九項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年秋田県条例第九号。以下「昭和四十八年改正条例第九号」という。）附則第五項から第七項まで、附則第十項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年秋田県条例第五十八号。以下「昭和四十八年改正条例第五十八号」という。）附則第八項並びに附則第十一項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年秋田県条例第五十八号。以	附則 1 略 2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者という。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条から第五条の二まで及び第六条並びに附則第二十六項から第二十八項まで、附則第九項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年秋田県条例第九号。以下「昭和四十八年改正条例第九号」という。）附則第五項から第七項まで、附則第十項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年秋田県条例第五十八号。以下「昭和四十八年改正条例第五十八号」という。）附則第八項並びに附則第十一項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年秋田県条例第五十八号。以

下「平成十五年改正条例第五十八号」という。）附則第四項の規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七（当該勤続期間が二十年以上の者（傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者及び当該勤続期間が三十七年以上の者で通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあつては、百分の八十三・七）を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例第二条の六から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第二十五項から第二十七項まで、附則第六項及び第七項、昭和四十八年改正条例第九号附則第五項から第七項まで、昭和四十八年改正条例第五十八号附則第八項並びに平成十五年改正条例第五十八号附則第四項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3
15
略

下「平成十五年改正条例第五十八号」という。）附則第四項の規定により計算した額にそれぞれ百分の八十七（当該勤続期間が二十年以上の者（傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者及び当該勤続期間が三十七年以上の者で通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあつては、百分の八十七）を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例第二条の六から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第二十五項から第二十七項まで、附則第六項及び第七項、昭和四十八年改正条例第九号附則第五項から第七項まで、昭和四十八年改正条例第五十八号附則第八項並びに平成十五年改正条例第五十八号附則第四項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3
15
略

「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について（議案第 1 1 4 号）

平成 3 0 年 3 月 8 日
税 務 課

1 改正理由

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の一部改正に伴い、ガス供給業に係る事業税の課税方式の見直し、住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置の延長、一定の安全のための装置を備える自動車の取得に係る自動車取得税の軽減等を行う必要がある。

2 改正内容

(1) 法人事業税

ガス中小事業者が行う製造及び小売に係る事業に対する課税方式を見直すこととする。（第 4 8 条関係）

〔現 行〕収入金額に基づく課税

〔改正後〕所得等に基づく課税（通常の課税方式）

(2) 不動産取得税

① 次の住宅の敷地に係る不動産取得税を、当該住宅の床面積に応じて、軽減することとする。（第 7 3 条及び附則第 1 6 条関係）

ア 取得から 6 月以内に、耐震改修を行い耐震基準を満たすこととなった住宅（取得した個人が自ら居住するものに限る。）

イ 宅地建物取引業者が取得から 2 年以内に、住宅性能を向上させる一定の改修を行ったうえで、個人に販売した住宅（当該個人が自ら居住するものに限る。）

② 次の特例措置の適用期限（現行平成 3 0 年 3 月 3 1 日）を延長することとする。（附則第 1 4 条の 7 及び附則第 1 5 条関係）

ア 住宅及び土地の取得に係る税率を 3 %（本則 4 %）とする特例措置

〔延長後〕平成 3 3 年 3 月 3 1 日

イ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から 1 年（本則 6 月）を経過した日に緩和する特例措置

〔延長後〕平成 3 2 年 3 月 3 1 日

ウ 新築特例適用住宅の敷地に係る軽減措置の要件について、土地取得から住宅新築までの期間を 3 年以内又は 4 年以内（本則 2 年以内）に緩和する特例措置

〔延長後〕平成 3 2 年 3 月 3 1 日

(3) 自動車取得税

- ① 免税点を50万円（本則15万円）とする特例措置の適用期限（現行平成30年3月31日）を平成31年9月30日まで延長することとする。（附則第18条の5関係）
- ② 先進安全技術に関する装置を備える自動車について取得価額（課税標準）から一定額を控除する措置について、車線逸脱警報装置等を備える自動車に関して、次のとおり見直すこととする。（附則第18条の6関係）

【見直しの内容】

控除額	自動車	先進安全技術の装置	適用期間
525万円	・車両総重量5t以下のバス等	・衝突被害軽減制動制御装置 ・車線逸脱警報装置	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	・車両総重量5t～12tのバス等 ・車両総重量3.5t～8tのトラック	次のうち、いずれか2つ以上 ・車両安定性制御装置 ・衝突被害軽減制動制御装置 ・車線逸脱警報装置	平成30年4月1日 ～ 平成30年10月31日
	・車両総重量8t～20tのトラック		
350万円	・車両総重量8t～20tのトラック	・車両安定性制御装置 ・衝突被害軽減制動制御装置 ・車線逸脱警報装置	平成30年11月1日 ～ 平成31年3月31日
175万円	・車両総重量12t以下のバス等 ・車両総重量3.5t～8tのトラック ・車両総重量20t～22tのトラック	・車線逸脱警報装置	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
	・車両総重量8t～20tのトラック		平成30年4月1日 ～ 平成30年10月31日

【車線逸脱警報装置】

車線からはみ出しなどが生じたときに運転者に警告を発する装置

【衝突被害軽減制動制御装置】

追突などの危険が生じたときに、警告を発したり自動ブレーキを作動させる装置

【車両安定性制御装置】

横滑りや転覆を防止するため、自動ブレーキ等を作動させる装置

- (4) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

秋田県県税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
(事業税の納税義務者等) 第四十八条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。 一 略 二 電気供給業、ガス供給業（法第七十二条の二第一項第二号に規定するガス供給業をいう。以下この節において同じ。） 、保険業及び貿易保険業 収入割額 2 略 5 外国法人（法第七十二条第五号ただし書に規定する外国法人をいう。以下この節において同じ。）又は法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人の行う事業に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設をもつてその事務所又は事業所とする。 (住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額) 第七十三条 総合県税事務所長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅（令第三十九条の二の四第一項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）一戸（共同住宅等にあつては、令第三十九条の二の四第二項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百	(事業税の納税義務者等) 第四十八条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつて、その法人に課する。 一 略 二 電気供給業、ガス供給業 、保険業及び貿易保険業 収入割額 2 略 5 外国法人（法第七十二条第五号イに規定する外国法人をいう。以下この節において同じ。）又は法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人の行う事業に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設をもつてその事務所又は事業所とする。 (住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額) 第七十三条 総合県税事務所長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅（令第三十九条の二の四第一項に規定する住宅に限る。以下この項及び次項において「特例適用住宅」という。）一戸について（共同住宅等にあつては、同条第二項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分について）その床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百

を超える場合には、二百とする。)を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額する。

一・二 略

三 新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの及び当該特例適用住宅の用に供する土地を当該特例適用住宅が新築された日から一年以内に取得した場合

2

総合県税事務所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅等(耐震基準適合既存住宅及び新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもののうち当該特例適用住宅に係る土地について前項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。以下この節において同じ。)一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が二百を超える場合には、二百とする。)を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額する。

一・二 略

3

総合県税事務所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅(法第七十三条の二十四第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅をいう。以下この節において同じ。)一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が二百を超える場合には、二百とする。)を乗じて得た金額が百五十万円を超える

を超える場合においては、二百とする。)を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額する。

一・二 略

三 新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの及び当該特例適用住宅に係る土地を当該特例適用住宅が新築された日から一年以内に取得した場合

2

総合県税事務所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅等(耐震基準適合既存住宅及び新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもののうち当該特例適用住宅に係る土地について前項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。以下この節において同じ。)一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が二百を超える場合には、二百とする。)を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額する。

一・二 略

ときは、当該乗じて得た金額に税率を乗じて得た額を減額する。

一 土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十六条の二第一項の規定に該当する場合に限る。）

二 土地を取得した者が当該土地を取得した日前一年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していた場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十六条の二第一項の規定に該当する場合に限る。）

4 土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合には、前後の取得に係る土地の取得をもつて一の土地の取得と、最初に土地を取得した日をもつてこれらの土地を取得した日とみなして、前三項の規定を適用する。

5 第一項から第三項までの規定は、当該土地の取得に対して課する不動産取得税につき、次条第一項の規定により徴収猶予がなされた場合その他令第三十九条の三の二に規定する場合を除き、当該土地の取得者から、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告が総合県税事務所長になされた場合に限り適用する。この場合において、当該土地が、土地を取得した日から一年以内に取得したその土地に隣接する土地であるときは、最初の取得に係る土地の取得につき、これらの規定の適用があるべき旨の申告が総合県税事務所長になされていたときに限り適用する。

6 前項の申告は、第七十条第一項の申告書に当該土地の取得につき第一項、第二項又は第三項の規定の適用があるべき旨を付記してしなければならない。この場合において、次の各号に掲げる者は、当該申告書に、当該各号に定める

3 土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合には、前後の取得に係る土地の取得をもつて一の土地の取得と、最初に土地を取得した日をもつてこれらの土地を取得した日とみなして、前二項の規定を適用する。

4 第一項及び第二項の規定は、当該土地の取得に対して課する不動産取得税につき、次条第一項の規定により徴収猶予がなされた場合その他令第三十九条の三の二に規定する場合を除き、当該土地の取得者から、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告が総合県税事務所長になされた場合に限り適用する。この場合において、当該土地が、土地を取得した日から一年以内に取得したその土地に隣接する土地である場合においては、最初の取得に係る土地の取得につき、これらの規定の適用があるべき旨の申告が総合県税事務所長になされていたときに限り適用する。

5 前項の申告は、第七十条第一項の申告書に当該土地の取得につき第一項又は第二項の規定の適用があるべき旨を付記してしなければならない。この場合において、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に、第六十六条の二第一項の規定により既に提出されている場合を除き、当該土地の上にある住

書類を添付しなければならない。

一 第二項の規定の適用を受けようとする者 当該土地の上にある住宅が自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等に該当するものであることを明らかにする書類（第六十六条の第二項の規定により既に提出されている場合を除く。）

二 第三項の規定の適用を受けようとする者 耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十六条の二第一項の規定に該当するものであることを明らかにする書類

7| 前項の規定により第七十条第一項の申告書が提出された場合には、当該申告書が市町村長に提出された日に第五項の申告がなされたものとみなす。

8| 第四項及び第五項に定めるもののほか、特例適用住宅に法第七十三条の十四第二項の規定の適用がある場合における第一項の規定の適用その他の同項から第三項までの規定の適用に関しては、令第三十九条の三に定めるところによる。

附 則

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第十四条の七 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家を新築して譲渡することを業とする者で令附則第六条の十七第一項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第六十三条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第七十三条第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項 及び第七十四条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成

宅が自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等に該当するものであることを明らかにする書類を添付しなければならない。

6| 前項の規定により第七十条第一項の申告書が提出された場合には、当該申告書が市町村長に提出された日に第四項の申告がなされたものとみなす。

7| 第三項及び第四項に定めるもののほか、第一項の特例適用住宅に法第七十三条の十四第二項の規定の適用がある場合の第一項の規定の適用その他同項及び第二項 の適用に関しては、令第三十九条の三に定めるところによる。

附 則

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第十四条の七 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家を新築して譲渡することを業とする者で令附則第六条の十七第一項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第六十三条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から平成三十年三月三十一日 までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第七十三条第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第一号及び第七十四条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成

十六年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十三条第一項第一号中「二年」とあるのは「三年（同日）」から三年以内に特例適用住宅が新築される

ことが困難である場合として令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、（四年）」と、第七十四条第一項中「二年以内、同条第二項第一号」とあるのは「三年（」

令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、（四年）以内、前条第二項第一号」とする。

（住宅又は土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第十五条 平成十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第六十七条の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 前項に規定する住宅又は土地の取得が第七十三条第一項から第三項まで、第七十六条の二第一項、第七十六条の三第一項、第七十九条第一項又は次条第一項、第四項若しくは第六項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

（不動産取得税の減額等）

第十六条 略

2 第七十四条第一項、第三項及び第四項、第七十五条並びに第七十六条第一項及び第三項の規定は、前項に規定する施設の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十四条第一項中「前条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第十六条第一項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該

十六年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同号 中「二年」とあるのは「

三年（土地の取得の日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、（四年）」と、同項 中「二年以内、同条

第二項第一号」とあるのは「三年（当該取得の日から三年以内に同項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、（四年）以内、前条第二項第一号」とする。

（住宅又は土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第十五条 平成十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第六十七条の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 前項に規定する住宅又は土地の取得が第七十三条第一項若しくは第二項、第七十六条の二第一項、第七十六条の三第一項、第七十九条第一項又は次条第一項若しくは第四項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

（不動産取得税の減額等）

第十六条 略

2 第七十四条から第七十六条までの規定は、前項に規定する施設の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。

取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十六条の二第一項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」とあるのは「同項に規定する施設（以下この項及び第七十六条第一項において「施設」という。）の取得の日から三年以内」と、「土地に」とあるのは「施設に」と、「これら」とあるのは「附則第十六条第一項」と、第七十五条第一項中「第七十三条第一項第一号、第二項第一号若しくは第三項」とあるのは「附則第十六条第一項」と、第七十六条第一項中「土地」とあるのは「施設」と、「第七十三条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第十六条第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替える。

3

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令附則第七条第十五項に規定するものの用に供する土地の取得を平成三十一年三月三十一日までにした場合における第七十三条第一項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「住宅（令第三十九条の二の四第一項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）一戸（共同住宅等にあつては、令第三十九条の二の四第二項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受

3

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令附則第七条第十五項に規定するものの用に供する土地の取得を平成三十一年三月三十一日までにした場合における第七十三条第一項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「住宅（令第三十九条の二の四第一項に規定する住宅に限る。以下この項及び次項において「特例適用住宅」という。）一戸について（共同住宅等にあつては、同条第二項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分について）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受

けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令附則第七条第十五項に規定するもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第十六項に規定するもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

4 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（法附則第十一条の四第四項に規定する改修工事対象住宅をいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事（同項に規定する住宅性能向上改修工事をいう。以下この条において同じ。）

を行つた後、住宅性能向上改修住宅（同項に規定する住宅性能向上改修住宅をいう。以下この条において同じ。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた法第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

5 第七十四条第一項、第三項及び第四項、第七十五条並びに第七十六条第一項及び第三項の規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係

けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令附則第七条第十五項に規定するもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第十六項に規定するものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

4 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（法附則第十一条の四第四項に規定する改修工事対象住宅をいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で令附則第九条の三第一項に規定するものを行つた後、住宅性能向上改修住宅（法附則第十一条の四第四項に規定する住宅性能向上改修住宅をいう。以下この項において同じ。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた法第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

5 第七十四条から第七十六条までの規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係

る徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十四条第一項中「前条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第十六条第四項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十六条の二第一項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」とあるのは「同項に規定する改修工事対象住宅（以下この項及び第七十六条第一項において「改修工事対象住宅」という。）の取得の日から二年以内」と、「土地に」とあるのは「改修工事対象住宅に」と、「これら」とあるのは「附則第十六条第四項」と、第七十五条第一項中「第七十三条第一項第一号、第二項第一号若しくは第三項

「とあるのは「附則第十六条第四項」と、第七十六条第一項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「第七十三条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第十六条第四項」と、「これら」とあるのは「同項」と

読み替える。

6

宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、特定住宅性能向上改修住宅（法附則第十一条の四第六項に規定する特定住宅性能向上改修住宅を

る徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十四条第一項中「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十六条第四項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内

「とあるのは「当該

取得の日から二年以内」と

「とあるのは「附則第十六条第五項において準用する前項」と、「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「同条第四項」と、第七十五条第一項中「第七十三条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十六条第四項」と、第七十六条第一項中「第七十三条第一項第一号又は第二項第一号

「とあるのは「附則第十六条第四項」と、「これら」

とあるのは「同項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第十六条第五項において準用する前項」と読み替える。

いう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、当該税額から百五十万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

7

第七十四条第一項、第三項及び第四項、第七十五条並びに第七十六条第一項及び第三項の規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十四条第一項中「前条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第十六条第六項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十六条の二第一項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」とあるのは「同項に規定する改修工事対象住宅用地（以下この項及び第七十六条第一項におい

て「改修工事対象住宅用地」という。）の取得の日から二年以内
「と」、「土地に」とあるのは「改修工事対象住宅用地に」と、「
これら」とあるのは「附則第十六条第六項」と、第七十五条第一
項中「第七十三条第一項第一号、第二項第一号若しくは第三項」
とあるのは「附則第十六条第六項」と、第七十六条第一項中「土
地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「第七十三条第一
項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第十六条
第六項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替える。

8 第二項、第五項又は前項の規定により読み替えて準用する第七
十四条第一項の申告をする者は、同条第二項第一号に掲げる事項
並びに第一項、第四項又は第六項の規定の適用を受ける不動産の
取得年月日を記載した申告書に第一項、第四項又は第六項の規定
に該当することを証明するに足る書類を添付して第七十条第一項
の規定により当該不動産の取得の事実を申告する時に、併せてこ
れを総合県税事務所長に提出しなければならない。

9 第二項、第五項又は第七項の規定により読み替えて準用する第
七十六条第一項の申請をする者は、同条第二項第一号及び第五号
に掲げる事項並びに第一項、第四項又は第六項の規定に該当する
こととなつた年月日を記載した申請書を総合県税事務所長に提出
しなければならない。

（自動車取得税の免税点の特例等）
第十八条の五 自動車の取得が平成三十一年九月三十日までに行わ
れた場合における第九条及び第十二条の規定の適用について
は、これらの規定中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とす
る。

（自動車取得税の課税標準の特例）
第十八条の六 略

2
8
略

（自動車取得税の免税点の特例等）
第十八条の五 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行わ
れた場合における第九条及び第十二条の規定の適用について
は、これらの規定中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とす
る。

（自動車取得税の課税標準の特例）
第十八条の六 略

2
8
略

法附則第十二条の二の四第九項各号に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十二項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）
 「衝突」に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十二項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上を備えるもの（法施行規則附則第四条の六の二第七項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第七十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日（法附則第十二条の二の四第九項第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたときに限り、第七十七条第一項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第十三項において同じ。）が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、同法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準（法附則第十二条の二の四第九項第二号に規定する車両安定性制御装置に係る保安基準をいう。次項において同じ。）
 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準（法附則第十二条の二の四第九項第一号に規定する衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準をいう。次項において同じ。）及び道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準（同号に規定する車線逸脱警報装置に係る保安基準をいう。第十三項において同じ。）のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備

法附則第十二条の二の四第九項各号に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十一項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十一項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）

を備えるもの（法施行規則附則第四条の六の二第七項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第七十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日（法附則第十二条の二の四第九項第三号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたときに限り、第七十七条第一項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

法附則第十二条の二の四第十項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（法施行規則附則第四条の六の二第十三項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第七十七条第一項の規定の適用については、法附則第十二条の二の四第十項第一号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項第二号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成二十九年四月一日から平成三十年十月三十一日までに行われたときに限り、第七十七条第一項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

えるもの（法施行規則に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第一百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

- 11 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制御装置を備えるもの（法施行規則に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第一百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

- 12 法附則第十二条の二の四第十二項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制御装置のいずれかを備えるもの（法施行規則に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第一百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日（法附則第十二条の二の四第十二項第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたときに限り、第一百七条第一項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

- 13 バス等（法附則第十二条の二の四第九項第一号に規定するバス等をいう。）及び車両総重量が三・五トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適

- 11 法附則第十二条の二の四第十一項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制御装置のいずれかを備えるもの（法施行規則附則第四条の六の二第十四項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第一百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日（法附則第十二条の二の四第十一項第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたときに限り、第一百七条第一項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

- 12 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。）が十二トンを超えるバス等（法附則第十二条の二の四第九項第一号に規定するバス等をいう。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適

用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準

に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（法施行規則に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日（車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百七十五万円を控除して得た額」とする。

14| 前各項の規定は、第百十一条第一項から第三項までの規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法施行規則に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の六の二第十五項に規定するものに適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（同条第十六項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日

で行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百七十五万円を控除して得た額」とする。

13| 前各項の規定は、第百十一条第一項から第三項までの規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法施行規則附則第四条の六の二第十七項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。